飯豊町ペレットストーブ導入事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、木質ペレットストーブ（以下「ストーブ」という。）を普及促進することにより、木質バイオマスエネルギーの需要拡大の推進と環境に配慮した暮らしに関する町民意識の高揚を図り、もって地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

（交付対象者）

第２条　交付対象者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者でなければならない。

(1)　町内に自ら居住する住宅又は町内の事業所若しくは農業用施設等にストーブを設置し、６年間以上使用することが可能であること。

(2)　町が実施するストーブ、木質ペレットの使用に関する情報収集及び調査等に協力できること。

(3)　その他ストーブの普及促進に関し町長が依頼する事業に協力できること。

　（対象事業費）

第３条　補助対象事業費は、ストーブの設置に要する経費（消費税額を除く。）で、次の経費とする。

(1)　ストーブ本体と煙突などの付属品等を購入する経費

(2)　ストーブ等の取り付けに要する経費

（補助金の交付額）

第４条　補助金の交付額は、対象事業費の２分の１に相当する額とし、１０万円を限度とする。ただし、補助金の交付額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

（補助金交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、ペレットストーブ導入事業費補助金交付申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

（補助金交付決定通知）

第６条　町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し適当と認めるときは、速やかにペレットストーブ導入事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金変更承認申請）

第７条　申請者は、前条に規定する通知書を受けとった後に、申請書の内容に変更が生じたときは、速やかにペレットストーブ導入事業費補助金変更承認申請書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

（補助金変更承認通知）

第８条　町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、この要綱に定める目的に支障がないと認めるときは、ペレットストーブ導入事業費補助金変更承認通知書 (様式第４号)により、申請者に通知するものとする。

（実績報告書）

第９条　交付決定通知を受けとった者は、ストーブ設置が完了したときは、その日から起算して３０日以内にペレットストーブ導入事業費補助金実績報告書（様式第５号）を町長に提出しなければならない。なお、添付書類として支払いを証明する書類を提出するものとする。

２　町長は、前項に定める実績報告書を受理したときは、完了の確認を行うものとする。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年５月１日から施行する。

[様式第１号](http://201.5.81.177/reiki/word/30528001041606301.doc)

　年　　月　　日

飯豊町長　　　　　　　　殿

申請者　住所

氏名　　　　　　　　 　㊞

ペレットストーブ導入事業費補助金交付申請書

１　導入場所及び導入機種について

|  |  |
| --- | --- |
| 設置予定場所 |  |

２　経費の配分（予定）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 導入に要する経費  （C）＝(A)+(B) | 負　　担　　区　　分 | |
| 町  (A) ＝（C）/2（10万円以下） | 自己負担  (B) |
| 事　業　費 | 円 | 円 | 円 |

３　補助金の申請額（A）　　　　　　　　　　　　　円

４　事業完了（予定）年月日　　　　　　年　　月　　日

[様式第2号](http://201.5.81.177/reiki/word/30528001041606301.doc)

第　　　　　号

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　様

ペレットストーブ導入事業費補助金交付決定通知書

　平成　年　月　日付けで申請のあったストーブ導入事業に対し、飯豊町補助金等の適正化に関する規則により、次の条件を付して　補助金　　　　　円を交付することに決定したので、同規則第８条の規定により通知します。

　年　月　日

飯豊町長　後　藤　幸　平

記

１　補助事業者等は、次に掲げる場合にはあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

イ　補助事業等に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ロ　補助事業等の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ハ　補助事業等を中止または廃止しようとする場合

２　補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

３　補助事業者等は、町監査委員の監査を受けることがあるので、証拠書類等を常に整理保存しなければならない。

様式第3号

　年　　月　　日

飯豊町長　　　　　　殿

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　印

ペレットストーブ導入事業費補助金変更承認申請書

　　　年　　月　　日付け　　第　号で補助金交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり計画を変更したいので、承認されるよう関係書類を添付して申請します。

記

１　変更の理由及び変更内容

２　経費の配分（予定）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 導入に要する経費  （C）＝(A)+(B) | 負　　担　　区　　分 | |
| 町  (A) ＝（C）/2（10万円以下） | 自己負担  (B) |
| 事　業　費 | 円 | 円 | 円 |

３　補助金の申請額（A）　　　　　　　　　　　　　円

４　事業完了（予定）年月日　　　　　　年　　月　　日

様式第４号

第　　　　号

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　様

ペレットストーブ導入事業費補助金変更承認通知書

　年　月　日付けで申請のペレットストーブ導入事業の計画変更については、申請のとおりこれを承認します。

なお、　年　月　日付け　　第　号に基づく補助金交付決定通知書の２のただし書きにより当該通知の一部を下記のとおり変更します。

　年　月　日

飯豊町長

記

１　変更の対象となる事業の内容は、当該変更承認申請書記載のとおりとし、その他については、　年　月　日付け　　第　号による補助金交付決定通知に記載のとおりとする。

２　補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

　　　補助事業に要する経費　　金　　　　　　　　　　円

　　　補助金の額　　金　　　　　　　　　　円

様式第5号

年　月　日

飯豊町長　　　　　殿

申請者　　住所

氏名　　　　　　　印

ペレットストーブ導入事業費補助金実績報告書

１　導入場所及び導入機種について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設置予定場所 |  | |
| 導入機種 | メーカー名 | 型番・型式 |

２　経費の配分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 導入に要する経費  （C）＝(A)+(B) | 負　　担　　区　　分 | |
| 町  (A) ＝（C）/2（10万円以下） | 自己負担  (B) |
| 事　業　費 | 円 | 円 | 円 |

３　補助金の申請額（A）　　　　　　　　　　　　　円

４　事業完了年月日　　　　　　年　　月　　日

５　支払いを証明する書類

６　振込先金融機関及び口座

|  |  |
| --- | --- |
| 受 取 人 住 所 | 山形県西置賜郡飯豊町大字 |
| 名　　　　　　　義 |  |
| 振込先金融機関名 |  |
| 預 貯 金 種 別 |  |
| 口　 座　 番　 号 |  |